

Ⅱ インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという
ことに留意が必要である。

本市の発生段階については、次の表のとおり分類する。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
市内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内（本市を除く。）で新型インフルエンザ等が発生した状態
市内発生早期	市内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態※
市内感染期	市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態※
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※市の発生段階は、県が行う疫学調査の体制に合わせた発生段階に準ずるものとする。

（参考）政府行動計画より抜粋

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期
への移行は、都道府県を単位として判断

